

2018年度 登録水先人養成施設外部評価実施要領

1. 実施規則

登録水先人養成施設外部評価(以下、評価)は、海技振興センター(以下、当センター)の「水先人養成施設等支援規則」第四条及び「登録水先人養成施設への支援に関する協定書」に基づき実施する。

2. 実施主体

評価の実施主体は当センターの総合事業検討委員会(但し、登録養成施設を除く。以下同じ。)とする。

同委員会は2名の学識経験者委員を指名し評価(案)作成を要請する。

同委員は船協委員及び連合会委員またはその代理者と同行のうえ、当センター事務局の協力のもと、教育センターの視察及び聞き取り調査を実施し、評価(案)を作成することとする。

3. 実施手順

評価は、以下の手順で実施する。

3.1. 登録水先人養成施設からの報告

当センターは、登録水先人養成施設と締結した「登録水先人養成施設への支援に関する協定書」に従い、報告事業年度終了後、速やかに水先人の養成について、自己点検、自己評価及び自律的な改善の実施結果とともに水先人の養成状況の報告を受ける。

3.2. 総合事業検討委員会への付議-①

当センターは、登録水先人養成施設から報告を受けた後、次に掲げる事項を総合事業検討委員会に付議する。

- 1) 平成30年度登録水先人養成施設の内部評価結果を含む事業報告
- 2) 2018年度外部評価実施要領

3.3. 学識経験者委員の評価(案)

当センターは、上記「3.2.総合事業検討委員会への付議-①」の審議結果に従い、次に掲げる事項を取り纏めるべく、約2ヶ月程度の期間を設けて学識経験者委員に以下の評価(案)及びコメントを依頼する。

- 1) 登録水先人養成施設からの報告に対する評価
- 2) 登録水先人養成施設が行う水先人の養成に改善が必要である場合には、その方策。

3.4. 総合事業検討委員会への付議-②

学識経験者委員の評価(案)について、当センターは各委員に評価・コメントを依頼し、これを取りまとめ総合事業検討委員会に付議する。最終評価は同委員会の協議を経て確定することとする。

3.5. 評価の提示及び公表

当センターは、確定した評価を速やかに養成施設に対して提示するとともに、当センターのホームページに掲載して公表する。

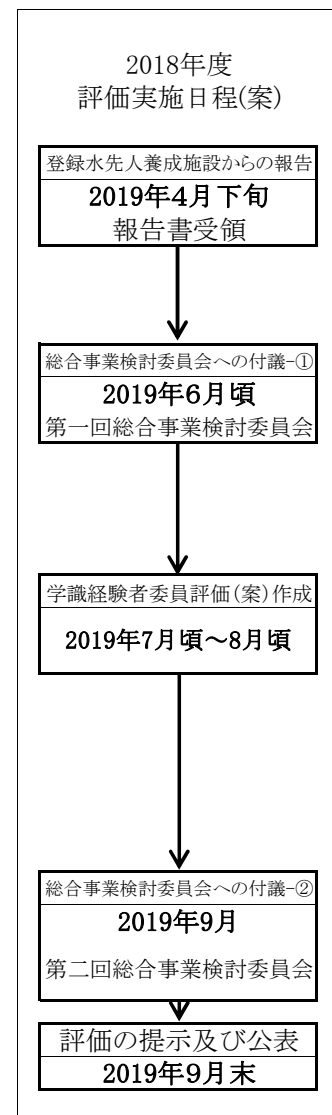
4. 改善項目の取扱い

1) 養成施設に対する改善

「水先人養成施設等支援規則」第四条及び「登録水先人養成施設への支援に関する協定書」に基づき取り扱う。その進捗等については、総合事業検討委員会に適宜報告する。

2) 評価運用に対する改善

評価の運用に関する改善として記録し、来年度以降の外部評価の運用改善に繋げる。



以上